

平成 25 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

勝沼 聡

近代エジプトにおける監獄制度の研究

論文博士 第 17840 号 (平成 25 年 5 月 23 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 長澤栄治 (主査), 同教授 羽田 正
同教授 杉田英明, 同名誉教授 鈴木 董, 一橋大学特任教授 加藤 博

本論文は、近代エジプトにおける監獄制度の展開について、イギリス統治時代 (1882-1922 年) および立憲王制時代 (1922-1952 年) を対象にして、その実態と制度的性格の変容を考察しようとするものである。近代エジプトにおける監獄制度は、19 世紀中葉、司法制度改革に伴う身体刑から拘禁刑への刑罰制度の移行によって成立した。本論文は、この近代的監獄制度をめぐって、イギリス統治による「文明化の使命」の正当化の下で実施された改革の実態、および名目的な独立以降の立憲王制期の社会改革思想を背景に行なわれた政策的展開について実証的に考察した。

第 1 章「近代エジプトにおける法制度・司法制度の展開」では、議論の前提となるイギリス占領以前の近代エジプトにおける法制度・司法制度の変遷とその背景を概観した。とくにイスラーム法による刑事事件の審理が行政官主宰の裁判所に移行した後、近代西欧の司法制度の本格的導入、多元的な司法制度の一元化と連動して監獄制度の再編が進められる過程を分析した。

第 2 章「イギリス統治時代前期における監獄制度の再編とその目的」では、イギリス統治時代前期 (1882-1897 年) における監獄制度の再編が論じられた。この制度再編の目的は過剰収容の緩和と教育的受刑労働の導入であったが、植民地統治の正当化を目的としたこの改革はほとんど十分な成果を挙げることがなく、この点で先行研究の主張は過大評価である点が指摘された。

第 3 章「コールズによる監獄制度の再々編とその意義」は、イギリス統治時代後期 (1897-1921 年) の監獄制度の再編過程を考察した。1897 年に監獄総監に就任したコールズは、中央監獄と呼ばれる一連の監獄群を新設し、中央政府の統制を強化するとともに、監獄内の環境改善・分類処遇・受刑者労働などの改革を行なった。しかし、その改革は不徹底であり、受刑者労働においても懲罰的な性格が継続したことを様々な資料から明らかにした。

第 4 章「イギリス統治時代後期における受刑者処遇の変容とその背景」は、第 3 章と同じ時期を対象にして、当時の治安の悪化に伴い、当局が受刑者処遇の懲罰的な性格がさらに強化されていく過程を、統計資料などを用いて詳しく分析した。また、イギリス当局が経済性の追求に主眼を置き、科刑状況の厳罰化や劣等処遇の強化などを目的とした施策を実行していった点を、植民地統治の性格が反映されているものであると論じた。

第 5 章「立憲王制時代の監獄制度をめぐる議論」は、立憲王制時代 (1923-1952 年) における監獄改革に関するエジプト人の支配エリートの議論を紹介した。彼らの関心は、イギリス統治時代の受刑労働の問題から、道徳教育・識字教育などの受刑者の内面の改善に移ったが、受刑者の教育的

処遇など当時の制度改革は、計画通りには進展しなかった。しかし、1949年監獄法が象徴するように、この改革の動きは1952年革命後の社会改革に直接的な結びつきを持ち、社会政策の展開の上での立憲王制期の後半期と52年革命の時代との連続性を示すものであると主張した。

第6章「近代エジプトにおける少年感化院制度の展開」は、イギリス統治時代後期以降に発生した少年犯に対する特別処遇を分析し、成年犯の監獄制度と同様に過剰収容化と退院後の社会復帰の困難の問題から、それが事実上の破綻に直面した実態を明らかにした。

結論として、近代エジプト監獄制度が懲罰的性格と教育的性格を併せ持っていること、前者はムハンマド・アリー期に成立した制度の性格を受け継ぎ、イギリスの植民地統治の後期においてさらに強化されたこと、他方で教育的な受刑者処遇の拡大は遅々として進まなかったことが述べられた。また、エジプトにおける監獄制度の展開は、イギリス本国および英領インド双方における監獄制度の展開と密接に関連しており、比較研究上も重要な意義を有している点も指摘された。

本論文は、公選・私選の法令集、監獄局などの報告書や政府刊行物、議会議事録、検察・裁判統計、服役囚の回想録など、数多くの未開拓な資料を用いた、近代エジプト史研究として非常に実証的水準の高い研究の成果である。また、先行研究を踏まえ、エジプト近代史研究とともに、監獄制度の比較制度的研究に対しても大きな貢献をなす研究として評価できる。審査委員会では上記の点について、高い評価が示されたが、その一方で以下のような問題点も指摘された。

形式面では、略語表、および史料と参考文献の一部の不整備、アラビア語のローマ字転写表記・仮名表記の不統一などの問題点、その他の誤字・脱字などが指摘された。また、内容面では、以下のような問題点が指摘された。1) 監獄制度の展開を各時代の中に跡づけていくのか、それともエジプト近代史の時期区分の見直しを同制度の展開の流れの中で行なおうとしているのか、主題設定の仕方が不明確である。2) 「近代エジプト」をタイトルに入れながら、1952年革命後から現在につながる問題としての研究上の意義についての説明が不十分である。3) 近代国家の成立と不可分であるこの問題について、植民地支配の捉え方も依然として平板なナショナル・ヒストリーのレベルに留まっており、グローバル・ヒストリーの視点が弱く禁欲的な内容となっている。4) 行刑制度の推移について、あたかも制度が自己展開しているように描かれており、その背景となる権力構造と社会構造に関する叙述が淡泊である。

以上に指摘された問題点に対し、論文提出者は、いずれも誠実に、またそのほとんどにおいて論理的な議論によって回答した。審査委員との議論は、本論文の内容のいっそうの理解を進め、また今後の研究の進展に示唆を与える内容となった。

本論文は、近代エジプト監獄史研究において、従来の欧米およびエジプト本国の研究水準を超えた実証分析の成果である。また、近代エジプト史研究および監獄史の比較研究に対しても重要な意義を持ち、非西欧諸地域における近代国家の制度構築のプロセスにおいて「設計者」と「社会」の間のダイナミクスを描く研究としても示唆を与える内容である。本論文の評価に当たって、上記のように本審査委員会において指摘された問題点は、こうした高い学術的貢献度を妨げるものではない、と判断する。

したがって、本審査委員会は、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

韓 立冬

戦前日本の中国人留学生予備教育

—— 特設予科とその周辺 ——

課程博士 (学術) 博総合第 1256 号 (平成 25 年 7 月 25 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 黒住 真 (主査), 同教授 村田雄二郎
同准教授 川島 真, 神奈川大学教授 孫 安石, 国立教育政策研究所名誉所員 阿部 洋

本論文は、日本の日露戦争後 (1905 [明治 38] 年) から終戦まで (1945 [昭和 25] 年) の期間、中国人留学生に対していかに (進学に向けての) 予備教育が行われていたかを、第一高等学校を中心とする特設予科および周囲の諸学校について、把握・考察したものである。第一部「特設予科制度の成立と展開」、第二部「特設予科における留学生教育の実態」、第三部「特設予科とその他の留学生予備教育機関」の三部から成る。

第一部では、まず第一章 (「五校特約」と特設予科制度の成立) で、1906 年前後より、日本での高等教育の必要性が強調され、清朝政府と日本文部省との間で「五校特約」が締結、国内の五校に官費留学する制度、およびそのための「特設予科」が設けられた経緯が語られる。しかし、義和団事件の賠償金以後、アメリカの中国への介入および中国人留学生受け入れ事業が展開し、中華民国成立後 (1912 [明治 45 / 大正元] 年)、アメリカ留学が拡大した。やがて 1922 (大正 11) 年、五校特約は満期解約され、当時、日本の衰勢、反日などが発生した。これに対して日本では、「対支文化事業」を行い、一高と東京高工の「特設予科」を存続・整備した。この状態を第二章 (「対支文化事業」による特設予科の整備) で詳細に解明している。第三章 (「1930 年代初頭における特設予科の改編」) は、さらに 1920 年代末、アメリカにおける教育体制・留学生派遣規定の制定により、大学教育自体を目指す中国人留学生が増大したことを説明する。これに対して日本でもある程度の特設予科制度の改編が行われ、また満洲の建国 (1932 [昭和 7] 年) に伴って留学生受け入れの動きがあり、大学進学への予備教育が行われたことに分析を加える。

第二部では、第一部で捉えた特設予科において、どのような留学生教育が行われたかを一高を中心に具体的に把握する。第四章 (「五校特約」下の「一高特設予科」) では、設立当初、帝大を卒業することになる留学生はわずかだったが、大正半ばころから、エリートコースを歩む留学生も増え、日中の学生の交流もかなりあったが、1918 (大正 7) 年、一斉帰国運動など大きな政治状況の影響下にあったことを、資料によって十分位置づけている。また第五章 (「対支文化事業」下の「一高特設予科」) では、大正末、日本国内での帝国大学進学の競争とも相俟って、留学生の帝大入学がより困難になったこと、にもかかわらず日本語の要求や日本中心的な教育内容に大きな変化は無かったこと、部分的な交流はかなりあったが在寮留学生にとどまり、外務・文部省による管理監督が強くなったことなどを、資料に基づいて詳しく捉える。また第六章 (「対支文化事業」下の「一高特設高等科」) では、第四章にみた「一高特設予科」が、1932 (昭和 7) 年、外務省の主導により「一高特設高等科」となり、留学生の国外への流出を食い止める動きであったこと、にもかかわらず、とくに東京帝国大学では試験等に配慮はなかったため、多くの留学生が他の大学へ進学したことを押さえる。また第七章 (特設高等科問題をめぐる学生間の議論) では、時代にもかかわらず留学生・日本人学生の

間での議論・交流があったが、十分実を結ぶには至らなかったことを説明する。とはいえ、第八章（戦時下の一高特設高等学校：元留学生の回想文を手がかりに）では、戦時中の一高を経て、戦後に中国等で活躍した人の回想録をもとに、一高及びそこでの交流がかなりあった、とする。これは、資料としては問題が残るが、読み物としては興味深い。

第三部では、第八章までが国内の官立高等学校を中心に捉えたのに対して、私立および中国国内での予備教育を対象とする。第八章（東亜高等予備学校の中国人留学生予備教育）は、とくに松本亀次郎による東亜高等予備学校の動向を中心に論じ、それが留学生の特殊性を重んじ予備教育の理想を掲げていたが、戦時下国策に呼応する宿命を担うことになる点を指摘する。第九章（東亜高等予備学校の中国人留学生予備教育）では、米英がキリスト教学校を背景に大都市に学校を建てていたのに対して、日本側が中国内地での学校設立を企画し、天津及び漢口に同文書院を建てた事情を述べ、この両者について、教育・予算・日本留学などの動向を押さえる。

終章では、本研究をまとめると共に、第三部をさらに展開すべきこと、日本以外の資料をさらに取り扱うべきであること、一般社会との関係をさらに解明すべきことを述べ、同時に、留学をめぐる人間のネットワークの重要性を説く。

以上の内容に対して次のような指摘がなされた。論文では、この時期の留学生予備教育について、一高を中心に研究しているが、そこにある限定されたリベラリズムやエリート性に期待を抱き、肯定的に押さえ過ぎている感がある。しかし、そのエリート主義が国の歴史や文学を中心化する時代の産物であることを、もっと位置づけるべきではないか。また扱った回想文の表現は微妙であり、資料として問題が残る。資料としては、台湾、韓国、中国などに、もっと取り扱うべきものがある。また制度としても、日本の高等教育は、官僚制とも結び付く近代日本の特質をもっており、この点は、アメリカとの比較をさらに内容的に行うことで見えてくるだろう。また内外の事件をも含む時代・歴史との関係もより十分に示してほしい。

このような指摘がなされた。ただ、国内の資料はかなり踏み込んで捉えており、また戦前日本の教育において重要な地位を占めたがこれまで十分知られていなかった、一高の予備教育の状態と変化を大変詳しく調べ把握したことは、高く評価できる。本論文は、歴史的に位置づけられるべき重要な地平を示しており、今後とも意義が大きい。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認める。

松村 志乃

王安憶論

——「新時期」を生きる「小説家」の精神史として——

課程博士（学術）博総合第 1265 号（平成 25 年 11 月 28 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 代田智明（主査）、同教授 村田雄二郎

同教授 斎藤文子、和光大学教授 加藤三由紀、東京女子大学教授 下出鉄男

本論文は、現代中国で活躍中の女性作家、王安憶の精神的歩みを分析したものである。王が文壇

に登場した1970年代末から、20世紀末までを対象に、その長編小説をテキスト分析する手法によって、彼女が作家としての自己意識や小説を書くことの意味を問い続け、自らのアイデンティティを模索した軌跡を論じる。本稿は三部より構成されるので、以下各部に従って概要をまとめる。

第一部は「八十年代の王安憶——「新時期文学」の躍進と挫折のなかで」と題される。1980年代中国の改革開放政策の雰囲気の中、都市社会主義文学とは異なる、民族文化の根底を尋ねた「ルーツ探し文学」が注目された。王の「小鮑荘」はその代表作のひとつとして評判を集めたが、農村や辺境に発見された当時の「ルーツ」と王のアイデンティティ探索には大きな齟齬があった。「小鮑荘」は農村を描いたテキストだが、王にとって農村はまったくの他者で、理解不能であり、「ルーツ探し」のブームが去った後も、彼女は作家として自らの帰属意識を探す努力を続けることとなった。そんななか、1989年に6・4事件が起き、王は作家としての自意識に強い疑いを抱き、しばらく執筆ができなくなる。1990年に発表された「おじさんの物語」は、社会主義時代に社会改革に貢献すべく位置づけられた旧世代知識人作家の「欺瞞」と彼らへの反発を描く一方、それを描く自らの作家としての自意識の不安定さ、「書くこと」への不信感も描かざるをえなかったと本稿は論じる。

第二部は「九十年代前期の王安憶——文学者アイデンティティの模索」と題される。こうした文学者としてのアイデンティティの危機は、多くの作家・知識人に共通する問題となっており、「人文精神論争」などの議論を巻き起こしていた。王は大学での講義録「小説学講義」のなかで、「おじさん」に見られる旧世代の知識人と区別する形で、文学的な技術者の意味で自らを「小説制作者」と呼び、理想的小説を「心霊世界」という概念で表した。本論文では具体的に、『ノートルダム・ド・パリ』『百年の孤独』に関する講義を検討し、実態としてそれらが王の提唱する作家意識や作品世界を明確に指示するものではなく、大衆を導く「おじさん」のような知識人と技術的制作者との間で、揺らめく王の精神的状態を示したと論じている。これは講義と同じ年に書かれた長編『紀実と虚構』にも典型的に表れている。ここでは、自らの先祖の「ルーツ」を探索して、「家族神話」としての小説に構成する「叙述者」（語り手）が前面に登場する章と、語り手「私」自身の成長物語が語られる章が、互い違いに描かれる。前者では、小説を作成する「私」が、自分の都合のよいように事実を切り取り、ねじ曲げる。後者では、叙述者は表れず、王自身の自伝的要素も強く反映されているため、一見すると前者とは異なり、「紀実」（事実の記述）として描かれていると判断されやすい。しかし本稿は、両者ともに「文学の権力」が潜んでおり、後者ではとくにそれが隠蔽されたとしている。そこに王が文学創作に関して、旧来の「現実」を忠実に反映しつつ、社会改革に尽力する文学者のイメージに対する共感を捨てきれず、しかしそこから脱出しようともがいている姿を感得するのだ。この葛藤は、自らのアイデンティティの確認を迫る風潮のなかで、王の創作に新たな展開を与えていった。

第三部は「九十年代後期の王安憶——「上海」をめぐる」と題される。90年代後半に入ると、グローバリズムがもたらした急激な近代化の波が押し寄せ、旧来の街にノスタルジーを感じる風潮が高まり、上海では「老上海（オールド上海）」ブームが盛んになっていた。これらに対して違和感を覚えた王は、ブームとは異なる「上海」を探索し、上海こそを自らのアイデンティティとすることに作家としての立ち場を据えることで、創作者の新たな一歩を踏み出していく。本稿では1930年代から上海に生きた女性を描く『長恨歌』、「西洋」への憧憬に駆り立てられた果てに「罪」を犯した女性芸術家を描いた『ビルを愛して』、都市中心部の上海ではなく、郊外に住む移民や貧困

層に活き活きとした形象を与えた『富萍』の三つの長編を扱うことで、1990 年代後半の王の創作の軌跡を描いている。『長恨歌』は、50 年代から 70 年代にかけての上海にこそ「生活の美学」を見出し、その喪失を通して主人公の悲惨な結末を導いて、浅薄な「老上海」ブームに対抗する言説を提出する。一方で『ビルを愛して』では、「西洋」崇拜に陥った芸術家を描くことで、「進歩」に共鳴しつつも、グローバルで圧倒的な進歩思潮に対する疑義を呈したと言える。その立場は、『富萍』のなかで、貧しくも自力で生活を営む周辺の民衆を描くことによって表明されたと論ずる。ある意味では、かつて社会改革に邁進するとされた作家のイメージは、形を大きく変えながらも、王にとつての新たな「上海」という時代と場所のなかに置き換えられたと言えるだろう。

本稿の論述に対して、本審査委員会は、王安憶という現在進行形で、大量の長編小説を書いてきた作家について、鋭敏で説得力のあるテキスト分析を行い、彼女の作家としての精神史を 1980 年代以降の現代中国思潮のなかに位置づけつつ、丹念に辿ったとして、高く評価できる点で一致した。そのテキストの分析能力は、今後の研鑽によって、言説の分析に大きく貢献できるであろう。むしろ論文として、すべて完璧というわけではない。審査委員のなかからは、いくつかの問題点も指摘された。第一に、アイデンティティが、その時期によって、作家・知識人を焦点としたり、中国人となったり、作家個人となったりする揺れがあり、論旨の一貫性にやや瑕瑾が見られる点。第二に、上と関連するが、作家としてのアイデンティティの葛藤から「上海」という帰属性への転換にやや飛躍があること。第三に、テキスト分析から推察されるように、80 年代から 90 年代には、世界文学の中国文壇への流入があり、モダニズムやマジック・リアリズムの影響が王にも見られる。これらを記述することで、さらに奥行きがもたらされたであろうこと、などである。しかしながら、本稿は、中国文学における、強い「伝統的課題」あるいは「伝統的な壁」——要するに、作家は社会改革に尽力するリーダーたるべきで、その作品は、客観的事実を忠実に描くことを理想とする——という枠組みを見事に浮き立たせており、その枠組みに矛盾を抱きながら、挑み葛藤した作家の精神史を巧みに描き出した、と評価しうるだろう。本審査委員会は、本稿にいくつかの問題点があることは否定できないが、十分に博士号に値する価値があると認め、博士（学術）の授与を提案するものである。

李 艶麗

清末写情小説における「女性」

——近代初期文人の女性をめぐる肖像とその在り方——

課程博士（学術）博総合第 1271 号（平成 26 年 2 月 28 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 黒住 真（主査）、同教授 代田智明

同教授 村田雄二郎、同教授 伊藤徳也、同教授 大木 康

本論文「清末写情小説における「女性」——近代初期文人の女性をめぐる肖像とその在り方」は、清代末期の上海で新聞・雑誌に多くの小説を発表するなどひろく表現活動をおこなった呉趼人（1866-1910）を中心に、それらの小説の中で女性像・男性像がいかに描写されているかを考察した

研究である。清末に量産された小説は、一つの特色としてとくに感情表現により、女性また男性を様々に描き出している。「写情小説」と称されたそのあり方・展開を本論文では追い求め、従来の政治的観点からは十分とらえられなかった実際の表現の形態を把握していく。

序論では、呉趼人の「写情小説」について、社会的・政治的な批判としての^{けんせき}譴責を重視するこれまでの視点からは、それをただ古い伝統小説と見たり、その否定・変化によってこそ譴責小説があると見たりする傾向が強かったことを指摘する。これに対して本論文は、多く描かれ読者が手にした写情小説こそが、当時の文人の重要な時代精神だったのだと位置づける。また、その表現・創作には、科挙から外れた「男性文人」があり、彼等によって勇敢な女性（理想像）、貧弱な男性（自画像）などいくつかの類型が懐かれて活写されたのだとする。

序論でのいくつかの分類を背景に、第一部「写情小説の女性像と清末社会」では、その女性像が当時上海の清末社会で、読者に向けていかなるイメージを喚起し提示したかをとらえる。第一章「徳の女」：異性文人の理想としての女性像では、深い感情を持ち、勇敢ですぐれた徳を担った女性像が描かれており、これが文人による理想であったとする。また第二章「社会」の中で鍛えた庶民女性では、前近代の理想的美人像とは違って、家また夫を成り立たせる庶民的な女性が描かれており、これが文人にとって理想であったとする。第三章では、これらの女性像が、従来の「経典」的世界を乗り越え、新たな国家の再建に結び付くものだったことを、呉趼人以外の作家をも採り入れて描き出す。

第二部「写情小説の「女性」と文人たちの位置」では、かく表現する文人の社会的位置・心理などを位置づけ、そこから清末写情小説にあらわれる幾つかの女性像を論ずる。まず、第四章「写情小説と「女性」」では、多くの小説中に両性具有的あるいは母性的な傾向があり、その形態の提供があった、という。続く第五章「女性化された男性：男性文人が描く消極的な「男」」、第六章「文弱な男性像に見られる文人の投影」では、弱々しい文弱な男性像が、男性文人によって描かれている様を追い、それが当時の科挙制度を担わない、いわば近代都市に向かう上海に生きた文人の投影であったことを指摘する。

第三部「女性的なもの」と近代への働き」では、呉趼人以外の作家をも広く扱い、女性的なものが担われた時代状況とそれが近代に変化してゆく過程をとらえる。第七章「女性的なもの」を制作する社会気風では、その女性性が社会的に一般的な風俗であったことをとらえる。第八章「仕官の道から経済の道へ」では、通俗小説、探偵小説、科学小説、娯楽性・功利性を重視する小説などが、一種の「市場文学」になっていることを、具体的な事例を挙げつつ指摘する。第九章「消費される「伝統」と「近代」」では、^{りんじよ}林紓 (1852-1924) を取り上げて、彼の翻訳活動が、救国を強調しつつも恋愛や趣味を基調とする小説だった、という。第十章「女性的なもの」の延長と変化」では、辛亥革命や五四文化運動にふれ、それが清末写情小説の延長でありまたその近代的变化である、と論ずる。最後の補論「反写情の異色作家、冷血の作品を解説する試み」では、冷血＝陳景韓 (1878-1965) が日本に留学していること、また写情小説に頻出する女性像・男性像とは違って、彼がときにそれと正反対の人生、精神を描き、さらに「虚無党」に関わっていたことを指摘する。最後に結論では、以上の論をまとめ、補足すべき点をとらえ、さらに今後は清末写情小説を国際的・世界史的な視野で検討する必要があることを述べる。

以上のような本論文に対して、審査委員からは、大変な力作ではある。ただ、「写情小説」「女性」

という枠組が先立っており、より具体的に資料にもとづいて論を立てることが望まれる。また対象とする時代としては、清末に絞って考察すべきであり、これを民国成立期以降や五四新文化運動にまで連関して論じるのは、やや飛躍がある。分析するための用語が、しばしば中国語から来ており、現代日本語としてはときに無理がある、といった指摘がなされた。

他方、把握されているのは主情主義であり、これは、近代化において、従来の秩序に懐疑がもたれ崩壊ないし変化するとき、しばしば発生する思想の運動である。そこに近代に向け、表立った政治とは違って底層において女性性が立ち上がって来ることは、日本史においても、また世界的にも指摘されている。その重要な一端を、清代末期の上海という時間と場所で押さえていることは重要である。今後の比較の方向を示す労作として期待が持てる、といった指摘もなされた。

いずれにせよ本論文は、写情・女性性という従来見過ごされる傾向があった重要なテーマについて、清末の出版文化を踏み込んでとらえている。これは以後さらなる研究の課題を示す発見でもあり、本論文の学術的意義は大きい。本論文は、博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものであると審査委員会の委員は一致して認定した。

上野 俊行

ベトナム社会におけるバリアフリー

—— 東アジア三都市の公共交通機関のバリアフリー化と比較して ——

課程博士(学術) 博総合第 1272 号(平成 26 年 2 月 28 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫(主査)、同准教授 谷垣真理子
同准教授 岩月純一、立命館大学客員教授 長瀬 修、東京外国語大学教授 澤田ゆかり

本論文は、ベトナムにおける障害者の社会参加を促進する手段として都市の公共交通機関を重視し、そのバリアフリー化の現状と展望を、北京、バンコク、台北という東アジア三都市との比較を通じて検討したものである。

論文は、序章、本論 5 章、終章によって構成されている。まず序章では、ベトナムでは、ベトナム戦争などの影響で障害者の数が多いにもかかわらず、バリアフリーが進んでいない現状が指摘されている。その上で、先行研究に見られる、途上国における社会政策の充実を政治的要因(民主化)と経済的要因(工業化)に帰してしまう議論や、工学の視座からの技術的な議論が見落としている、途上国におけるバリアフリーを必要とする社会環境、およびバリアフリー化することで社会が変わりうる展望を重視する、地域研究的な視点から議論を進めるという立場が示されている。そして方法としては、自身も障害者である筆者が車椅子で実走してバリアフリーの動線を確認することをはじめとする、フィールドワークを重視するとしている。

第 1 章「権利としてのバリアフリー」では、バリアフリーの関係当事者である政府、事業者、障害当事者の三者と市民社会の関係を、バリアフリーの需要と供給、正当性から考え、途上国におけるバリアフリー化が困難な原因を考えるために、バリアフリーが権利として考えられるようになった北欧と米国の経験、およびベトナムを含むアジア諸国にバリアフリーという考えを広げる上で大

きな役割を担った国連などの国際機関の動向を検討している。

第2章「ベトナムにおけるバリアフリー」では、ベトナムのバリアフリーの現状を、法制度（政府の観点）、バリアフリーのハード（事業者の観点）、バリアフリーのソフト（事業者の観点）から、バリアフリー化のプロセスにおける政府、事業者、障害当事者の三者の關係に着目して検討している。これらをふまえて、筆者の車椅子での実走調査による、都市バスを中心とするフィールドワークと、障害当事者のインタビューを通じて、ベトナムにおいてバリアフリーを妨げる要因が検討されている。

第3章「ベトナム市民にとってのバリアフリー」では、ハノイ市とホーチミン市の住民に対するアンケート調査を通じて、障害者と一般市民の意識が検討されており、過度のバイク社会になっている要因としての、バスを中心とする都市公共交通機関の問題点と、バリアフリー化の遅滞にもかかわらず、「心のバリアフリー」が進んでいることが指摘されている。

第4章「他都市のバリアフリー」では、社会主義国家という点でベトナムと共通性をもちつつ、オリンピックというイベントと高度経済成長でバリアフリー化が急速に進んだ北京、ベトナムと同じ東南アジアに位置し、障害者自身の運動がバリアフリー環境を実現させていったバンコク、かつてはベトナム同様のバイク渋滞が激しかったが、今や公共交通網の整備でこれを克服した台北という三都市の経験が検討されている。

第5章「ベトナムにおけるバリアフリーとは」では、ベトナムにおいてバリアフリーを形成する行政、事業者、障害当事者のそれぞれの課題を挙げ、ベトナムではバリアフリーが、行政、先進国の技術、障害当事者のリーダーの三者の間で成立しており、バリアフリー意識が障害当事者全体には浸透していない、という問題が指摘されている。こうした分析をふまえ、バリアフリーの形態として、ボトムアップ型、トップダウン型、キャッチアップ型、観光地型、人力介助型、途上国型という六つのタイプが析出されている。

終章は、以上のような考察をふまえた筆者のベトナムのバリアフリーへの提言ともいべき議論がなされている。ベトナムでは、勤労能力を有しながら、移動手段がないために社会参加できない障害者が少なくない、都市バスや地下鉄などの公共交通機関のバリアフリー化が整えば、こうした障害者の社会参加の拡大が展望できる、また、障害者が高等教育機関に参加することにより、健常者にもバリアフリーとは何かを伝えることができる、障害者が高等教育を修了することで、雇用機会を得て経済活動などに参加し、社会に恩恵を還元できる、などの展望を指摘し、ベトナムにおけるバリアフリー化は、庇護の対象であった障害者が社会人として生活できる転換点として大きな役割を果たすとしている。

本論文の積極的意義は、次のようにまとめられる。第一に、ベトナムの公共交通機関のバリアフリーの現状とその問題点を、他の東アジアの三都市との比較で論じた本論文は、アジアの発展途上国におけるバリアフリーを本格的に論じた先駆的業績であり、障害者権利条約を批准し、バリアフリーの重要性がさらに認識されるようになった日本の状況において、高い社会的意義を有する学問的業績である。第二に、車椅子による実走調査で、都市におけるバリアフリーの動線を確認するなど、障害者自身による参与観察によって、通常の文献情報に依拠しているだけでは解明できない問題点を浮き彫りにすることに成功している。第三に、ベトナムを中心としつつも、東アジアという広がりをもった考察がなされており、発展途上国におけるダイナミックな障害者論を提示している。

審査の過程では、本論文の問題点もいくつか指摘された。その主なものをあげると、第一に、バリアフリーとアクセシビリティとの関係、社会主義と民主主義の関係、先進国と発展途上国の二分法などに、分析が表層的で深みがなかったり、理論的に荒削りであったりする点が散見される、第二に、ベトナムにおいても、障害者の法的な定義が変わると、政府統計上の障害者数が大きく変わることが指摘されながら、「東アジアでベトナムの障害者の対人口比が最も高い」ということが断定的に述べられている、第三に、ベトナムで見られる、障害者の困難を人力介助で支援するような動きを、「心のバリアフリー」という観点からは評価しているが、伝統社会の共同性と市民社会における「心のバリアフリー」の関係をどう概念的に整理するのが明確でない、などの問題点である。

審査委員会は、こうした問題点を、論文提出者が今後の研究で克服していくことを期待しつつ、それが本論文の積極的意義を否定するものではないことを確認した。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

若松 大祐

現代台湾における官製歴史叙述

—— 中国革命史観と台湾本土史観の連続的理解に向けて ——

課程博士（学術）博総合第 1274 号（平成 26 年 3 月 7 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 代田智明（主査）、同准教授 外村 大同教授 松田康博、同准教授 川島 真、一橋大学特任教授 松永正義

本論文は、「中華民国」の総統（大統領）などによる公開されたディスコース、いわゆる「官製歴史叙述」をテキストにして、国民党政府と台湾における「中華民国史」のたどる道筋を分析したものである。著者は、蒋介石以来、内容に変化があるにしても一貫して法治による憲政（法統）あるいは「民主」という主張がなされたことを主張する。1950 年代を中心として、憲政と民主を孫文「三民主義」に基づいて解釈し、世界史の普遍的原理に基づく「冷戦の論理」（全体主義に対抗する「自由主義陣営」に属す）と中国固有の原理に基づく「内戦の論理」（暴政に対する仁政）をロジックに巧みに絡ませたとする。ディスコースとしては、戒厳令が解除され民主選挙が行われた後も、陳水扁総統の一時期を除けば、中国全体を含む「中華民国」を対象として展開され、そのなかで台湾が位置づけられたところに、台湾ないしは「中華民国」の「狡知」と「悲哀」が認められるとする。従来、1979 年の米華断交、さらに 1987 年の戒厳令解除を台湾史の分岐点とし、前後が断絶したものと捉える傾向にある認識に対して、漸進的に「台湾化」しつつも、その「中華民国」イメージには連続性もあった点を論証しようとした。以下各章について略述する。

第一章は「日中戦争期の中華民国と民族史観」と題される。官製叙述では、国民革命の理念のもとに日本の侵略に抵抗し、不平等条約の撤廃と国民国家としての独立を目指す「中華民族史観」あるいは「革命史観」に基づいて言論がなされてきた。

第二章は「蒋介石と国民革命史観」と題され、大陸を追われ台湾とその周辺の統治に限定された後に、東西冷戦の枠組みのなかで共産主義に侵略された大陸に対抗する「自由基地」を自認し、そ

のなかで民族革命史観を官製叙述は論じている。とともに国共内戦的な法統史観も提起され、さらには中国固有の「中華道統五千年」の民族文化の継承者として、中国全土の主権を主張した。また「自由基地」としての台湾が仁政のもとで近代化を遂げ、発展している点を強調し、これに広範な個人が参加したと述べる点は、官許の範囲ではあるが、「台湾」の枠組みを提示したと言えるとする。

第三章は「蔣経国と民主憲政史観」と題される。この時期に米華断交が起こり、国民党政権は窮地に追い込まれ、大陸反攻から、おもに台湾の統治権を確認主張する言説に変わっていく。しかし普遍的原理と中国固有とのふたつの民主憲政の観点は維持され、台湾においてこそ大いに成果が挙げられたとし、中国全土を統治する「中華民国」が台湾で理想に向けて存在している点を強調する。「中華民国在台湾」という時空の切り取りが始まるのである。そこに複合体としての「中華民国」イメージが窺えるとする。

第四章は、李登輝登場以降、現在までを扱い、陳水扁、馬英九を含めたディスコースを検討する。李登輝は、統一中国を前提としながらも、台湾は経済的にも、政治的にも発展しようとし、国際的舞台において中華民国の存在感を向上させるべきだと説いた。戒厳令解除という大きな変化があつて、現実政治において民主化が実現するなか、民主選挙で選出された独立志向の強い民進党の陳水扁総統は、いままでとは逸脱し、台湾の主権を主張して、従来の権威主義体制と時代を画する歴史観を提示した。さらには国家を構成する「われわれ」とは「台湾の子」であるとして、やや早急に「台湾本土化」の言説を行った。しかし次の馬英九政権では、同じく「中華民国在台湾」という枠組みを引き継ぎ、つまりは複合体としての「中華民国」を承認した上で、中華民国憲法を重視し、民主の理念が台湾において現実には開花したことを主張している。事実上は「中華民国」が台湾を実効支配していることを確認しつつ、法理上は中国全土の主権を前提にしなければ、台湾の主権を主張できない状態に置かれていると、ディスコースについて著者は認定している。これらの言説が、台湾の個別的独立でも、統一中国の実現でもない現状を追認しており、そこに「狡知」と「悲哀」が存在すると言うのである。

これらの論点に関して、審査委員会は、総統などの政府による歴史叙述というディスコースをテキストに基づき自己の国家の自己イメージとして描いた点は、いままでにないユニークな方法である点。従来の先行研究が必ずしも、権威主義体制と民主選挙体制とを完全に断絶したものとはしていないにしても、連続性に重点を置いて、「民主」「憲政」の言説を分析し、ディスコースにおけるある種の一貫性を論証した点。さらに中国全土の主権という虚構と台湾の実効支配という矛盾したロジックのなかから、「民主」「憲政」の論理が展開され、言説が台湾本土化へ漸進的に傾いていったものの、完全な「台湾化」が実現していない点について、ディスコースの面からではあるが、実証を試みた点など、学術的に高く評価しようと判断した。

しかしながら、本論文にはいくつか不十分な点もあることが、審査委員から指摘されている。本論文が、自らを際立たせるため、従来の研究が権威主義と民主選挙の時期を断裂していることをあまりに強調しすぎて、先行研究に対する評価を的外れなものにしかねない記述がある点。官製叙述というディスコース分析が、ややもすると現実政治の分析と混同されており、そうすると台湾現代史の見直しという大きな視野も見え隠れするが、その点では論証がなお不十分である点。どこの権威主義体制においても、統治の正統性から「民主」は語られるものだが、「中華民国」とくに蒋介石の言説から、どの程度、「民主」のリアリティが窺えるのか、という点など、批判的な指摘がなされ

た。

とはいえ本論文は、ほとんど虚構の言説が、時間的推移のなかで実現され現実に転化するという、ある種逆説的な歴史的事態について、テキスト分析的には一定程度の説明を施した点で、なお揺るがないものとして評価できると、審査委員会は認定した。したがって本審査委員会は、本論文が、以上の問題点はあるものの博士号の学術的水準に十分値するものと判断し、全員一致で、博士（学術）の授与を提案するものである。

土肥 歩

「奉教」と「吃教」のあいだ

—— 清末及び民国期の広東地域社会におけるキリスト教経験 ——

課程博士（学術）博総合第 1275 号（平成 26 年 3 月 7 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎（主査）、同准教授 谷垣真理子

同准教授 川島 真、京都橋大学教授 蒲 豊彦、東京女子大学教授 小繪山ルイ

本論文「「奉教」と「吃教」のあいだ——清末及び民国期の広東地域社会におけるキリスト教史」は、近代中国における「キリスト教経験」をいかに叙述するかという問題意識に立脚しつつ、従来のキリスト教史では主題的に取り上げられることのなかった、教会の周辺に位置していた人々の存在に着目し、彼らの活動や事業にそくして、地域社会におけるキリスト教伝播の歴史的意義を解明しようとしたものである。題目中の「奉教」とはキリスト教を受容し主体的に近代中国の改革運動に関わっていった一群の中国人信徒を、また「吃教」とは衣食の用や庇護を求めてキリスト教会に接近した人々（Rice Christian）を指すが、筆者は「受容」や「排外」の側面に光を当てる従来のアプローチでは、キリスト教を取りまく当時の地域社会の活きた実態を捉えられない限界があると述べ、むしろ「奉教」と「吃教」の間に在って教会とさまざまな関係を結んだ現地中国人を考察の対象に据える。

論文は、序章、本論 6 章（第 4 章には補論を付す）、終章からなり、巻末に参考文献一覧（12 頁）を付す。本文は A4 判で全 149 頁あり、字数は約 21.6 万字（原稿用紙 400 字詰に換算して約 540 枚）の分量になる。

まず、筆者は序章「近代中国におけるキリスト教史をいかに論じるか」で、「叙述」型にはじまり、やがて「排外」型、「受容（近代化）」型に展開していった近代中国キリスト史の研究状況を整理し、そこには中国にとってのキリスト教経験を内面の信仰や国家統合（ナショナリズム）の問題に一面的に収束させてしまう限界と問題点があった、と指摘する。その上で筆者は、キリスト教布教の重要な拠点であったにもかかわらず、従来香港に比して研究が手薄であった広州という都市空間に着目し、現地のキリスト教系刊行物やニュージーランド長老教会宣教師であったジョージ・マクニール George Hunter McNeur の家族文書など、多くの未発見・未活用の史料を用いて、1880 年代から 1930 年代までのキリスト教（プロテスタント）をめぐる地域社会史を描き出す、との本論文の主題を提示する。

第1章「1880年代における広州格致書院の創設と地域社会」は、1830年代にはじまる広東におけるプロテスタント布教の過程で、1888年にアメリカ長老会教会宣教団が、中国の高等教育普及のため格致書院（のちの嶺南大学、いまの中山大学）を創設するまでの経緯を跡づける。筆者は、プロテスタントの側に「教会大学」を創設したいとの思いは一貫してあったものの、宣教師間の対立や清仏戦争による混乱などもあって設置計画が頓挫していた中、広東の地域エリートによる「嘆願書」が書院設立に決定的な役割を果たしたことを詳述する。

続く第2章「清末在外中国人と中国キリスト教布教事業」では、ニュージーランド長老教会が組織した「広州郷村布教団」に注目し、その布教の背景にニュージーランドへの中国人移民の増大や人的流動性の高まりがあったことを指摘する。ここでは、華僑の信者／非信者もまた、金銭・私信の送付などを通じて、中国におけるキリスト教布教に直接・間接的に関わっていたという本論文のライト・モチーフが確認される。

第3章「1910年代の嶺南大学による南洋募金活動について」は、1910年代に嶺南大学の中国人教員によって展開された南洋（シンガポール、仏領インドシナ）での募金活動を考察した一章である。格致書院から発展した嶺南大学は、運営の危機に見舞われた1910年代、華僑からの募金により資金の確保と経営の再建に成功する。本章では、その中で中心的役割を果たした鍾栄光の思想や活動を軸に、広州地域社会による「南捐」（南洋華僑社会への募金活動）の起源を明らかにする。

第4章「招観海の「南捐」」は、敬愛堂の牧師であった招観海が学校と病院の建設のために「南捐」を進めた経緯を跡づけ、その中で教会を支持する地域社会の人々が大きな役割を果たしていたことを浮き彫りにする。補論では、筆者による招観海の弟招載寧への聞き取り記録を収め、今後のさらなる調査・研究の足がかりとする。

第5章『梁発伝』各版本の異同についての考察」は、ジョージ・マクニールが遺した『梁発伝』の英文・漢文の各種異本を照合し、テキストの生成と系譜関係を論じる。梁発は19世紀前半に広州で活動したロンドン伝道会の宣教師であり、キリスト教の教義を漢文で説いた著作『勸世良言』が洪秀全に思想的影響を与え、太平天国運動を引き起こすことになったことで知られる人物である。筆者はマクニール家族文書や関連資料を博捜しながら、1930年代になって梁発の人物像が歴史の彼方から呼び起こされる過程を具体的に分析する。

1930年代における『梁発伝』刊行の意味をより広い文脈に位置づけるのが、最後の第6章「梁発の「発見」」である。ここで筆者は、広州の人々が梁発という地域の偉大な先人を「発見」し、その事績を中国キリスト教史に定位したばかりではなく、『勸世良言』と太平天国運動を結びつける新たな歴史の語りを編み出すことによって、地域社会におけるキリスト教の来歴を中国近代史の一部に取り込む叙述様式を生み出したことを指摘する。

終章「中国近現代史におけるキリスト教史研究のゆくえ」では、以上の各章の内容が総括され、論文の意義と展望、さらに今後の課題として、中国近現代史における宗教史叙述の可能性が論じられる。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中国キリスト教史研究に新生面を切り開く、水準の高い意欲作だとの点で意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは、以下の3点である。

第一に、従来の研究では手薄であった現地史料（たとえば *Trustees of Lingnan University*

Correspondence) と宣教師史料 (たとえば *McNeur Family Papers*) をつきあわせて利用することで、中国におけるキリスト教布教をめぐる多くの新事実の発見をもたらしたことである。

第二に、教育や慈善の面で、キリスト教の布教活動と広州地域社会の人的ネットワークが交差する歴史の一断面を見事に描き出し、従来の「受容」「排外」型の叙述には収まらない宗教史の広がり とふくらみを示したことである。

第三に、送金や募金を通じ華僑社会と中国人キリスト教徒のつながりを示すことで、国家や都市社会を超えた広域的でトランス・ナショナルな歴史叙述の可能性を呈示したことである。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、各章の完成度が高いだけに、全体として章のつながりが見えにくくなったのではないかと、タイトルにある「あいだ」について、結論部分でもう少し突っ込んだ議論を展開しても良かったのではないかと、との疑問が呈された。また、二次史料や先行研究の扱いに若干の疎漏が見られるとの指摘もなされた。さらに、キリスト教布教史の文脈から見ると、女性宣教師による教育事業や社会福音派の「改革」志向に十分な注意が払われていないとの不足点も挙げられた。とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文の達成が中国キリスト教史研究、中国近現代史研究に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士 (学術) の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

梶村 美紀

日本定住ビルマ人の変容

—— 少数民族と多数派バマーのエスニシティを超えた連帯 ——

課程博士 (学術) 博総合第 1280 号 (平成 26 年 3 月 24 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫 (主査)、同教授 佐藤安信

同准教授 外村 大、上智大学教授 根本 敬、一橋大学名誉教授 田中 宏

本論文は、1988 年から現在に至るまでの日本定住ビルマ人の動向を、少数民族出身者を中心に、その民族的な意識の変容に注目して分析し、ビルマ本国では多数民族バマーと少数民族の間の亀裂が依然大きい中で、日本定住者の間ではバマーと少数民族出身者の間で近年エスニシティを超えた連帯が形成されていることを解明したものである。

まず序章「日本定住ビルマ人への視座」では、本論文の目的として、日本定住ビルマ人を生み出す背景、日本定住者の中でエスニシティを超えた連帯が形成されるようになっている要因、こうした定住ビルマ人と日本社会との関わりという三つの問いに答えることがあげられており、それにそった研究史の整理が行われている。

第 1 章「日本の法制度と定住ビルマ人」では、1988 年のビルマにおける民主化運動の弾圧以降急増したビルマからの難民に対して、日本政府が、2000 年代半ば以降、難民認定ないしは人道的配慮

による在留許可を積極的に発行ようになり、その結果として日本に定住するビルマ人が増加して、その数が5,000人近くに達していることが指摘されている。

第2章「多民族社会ビルマと少数民族」では、ビルマ本国において、独立直前の時期から今日に至るまで、少数民族がビルマ国家の中でどのような状況にあったのかが検討されており、バマー中心の中央集権的国家形成がはかられる中で、少数民族は疎外されただけでなく、安全な生活を営むことも困難な状況におかれ、早い時期から故地を離れて越境する人びとが生まれたことが指摘されている。

第3章「来日前の経歴から考察するエスニシティ」では、日本に在住している少数民族出身者22名に対するインタビューを行い、これらの人びとが来日前にビルマで経験したことから、ビルマにおける少数民族のエスニシティを、民族州に生まれ後にヤンゴンに居住したことがある人びとに見られる「再認識するエスニシティ」、ヤンゴンで生まれ育った人びとに見られる「獲得したエスニシティ」、そして民族州で暮らした人びとに見られる「活性化したエスニシティ」という三つのタイプに分け、いずれのタイプにおいても〇〇民族というエスニシティはあるが、ビルマ人意識が醸成される契機はきわめて乏しかったとしている。

第4章「日本定住ビルマ人の組織活動」では、少数民族団体を含む、東京に拠点をおく36の定住ビルマ人の組織に関する聞き取り調査をもとに、これらの組織の活動の変遷を、バマーを中心とする民主化組織が生まれる一方で、少数民族の「非政治」組織が生まれた黎明期である第1期(1988-94年)、国際的な民主化組織や少数民族の「非政治」的組織の在日支部が設立された第2期(1995-99年)、民主化組織の相互連帯が形成された第3期(2000-02年)、少数民族の政治的主張を行う組織が設立され、その相互連帯が形成された第4期(2003年)、少数民族組織とバマー中心の民主化組織の間にエスニシティを超えた連帯が形成される第5期に区分して考察されている。

第5章「日本定住ビルマ人の選択」では、2011年のビルマの民政移管後も、日本定住ビルマ人の間では、ビルマに帰国せず日本にとどまろうとする傾向が強いことが、ビルマ市民労働組合のアンケート調査を利用して指摘されており、今後、定住ビルマ人は「在日ビルマ人」「ビルマ系日本人」として生きていく可能性が高いのではないかという展望が示されている。

第6章は結論で、以上のような本論文の考察がまとめられている。

本論文の積極的意義は、次のようにまとめられる。第一に、現代日本における定住ビルマ人、特にその中の少数民族に焦点をあわせた数少ない学術研究である。第二に、ともすればこうした研究は、現状分析的な射程の短いものに陥りやすい中で、本論文は、少数民族がビルマ本国でおかれていた状況との連続上に日本での問題をとらえるなど、学術研究として高く評価しうる特徴をそなえている。第三に、少数民族出身者の組織の状況を解明し、そこにバマーとのエスニシティを超えた連帯を志向する傾向が生まれていることを指摘したことは、本論文のオリジナルな成果である。こうした少数民族出身者の動向に、ビルマ本国の動き、日本の入管行政、日本社会の対応などがどのように影響を与えたのかも、丹念に分析されている。第四に、定住ビルマ人の動向を、インドシナ難民、在日韓国・朝鮮人などの動向と関連づけて議論していることも、評価しうる点である。

審査の中では、本論文のいくつかの弱點も指摘された。それは、第一に、入管などの統計資料の使い方と、その説明に粗さが目立ち、文意が不鮮明なないしわかりにくい箇所がある、第二に、日本がなぜビルマ人の難民認定に積極的になったのかを、本論文ではASEANとの関係で説明しようと

しているが、あまり説得的ではない、第三に、バマーと少数民族のエスニシティを超えた連帯は、日本特有の現象なのか、在外ビルマ人に共通してみられる傾向なのかへの言及もほしかった、第四に、「在日ビルマ人」であることの強調から「ビルマ系日本人」の形成を展望している点は、やや結論を先走っており、バマーとの連帯が志向されるようになった段階で、「〇〇民族」というアイデンティティはどのような意味をもつようになったのかの考察や、「日本で生きる」という点で大きな問題にならざるをえない名前と教育の問題などに関する考察などが必要だったのではないかと、等の問題である。

しかしながら、こうした問題点は、本論文が優れた学問的成果であることを揺るがすものではない。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。